

開発許可等申請手数料（都市計画法）

（令和7年4月1日改正 岡山県）

① 開発行為許可申請手数料（法第29条）

開発区域 の面積 (ha)	手数料（円）			開発区域 の面積 (ha)	手数料（円）		
	自己 居住用	自己 業務用	その他		自己 居住用	自己 業務用	その他
0.1未満	9,110	13,320	91,280	1.0～3.0	133,330	204,990	410,300
0.1～0.3	22,550	31,770	133,330	3.0～6.0	184,620	286,270	533,390
0.3～0.6	45,120	67,650	205,140	6.0～10.0	225,650	358,750	687,260
0.6～1.0	91,280	122,990	276,950	10.0以上	317,980	502,260	912,940

② 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。

ただし、その額が912,940円を超えるときは、その手数料の額は、912,940円とする。

変更内容		手数料（円）
設計の変更	面積…変更なし 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…減少のみ 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から減少分を引いた面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増加のみ 直近の許可部分…変更なし	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額
	面積…増加のみ 直近の増加部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 ＋直近の許可面積に対応する①の金額×1/10
	面積…増減あり 直近の許可部分…変更あり	直近の許可面積から増加した面積に対応する①の金額 ＋直近の許可面積から減少分を引いた面積に対応する①の金額×1/10
その他の変更	予定建築物等の用途の変更 等	10,000

③ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書、第35条の2第4項）

48,240

④ 予定建築物等以外の建築許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

27,800

⑤ 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

敷地の面積 (ha)	手数料 (円)	敷地の面積 (ha)	手数料 (円)
0.1未満	7,300	0.6～1.0	73,140
0.1～0.3	19,570	1.0以上	101,990
0.3～0.6	41,200		

⑥ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

開発区域の面積	手数料（円）		
	自己居住用	自己業務用	その他
1ha未満	1,840	1,840	18,440
1ha以上	1,840	2,860	18,440

⑦ 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき

490

⑧ 開発行為又は建築等に関する証明書交付手数料（則第60条第1項）

750